

家畜飼養者のみなさまへ

飼養衛生管理者の 選任と報告が必要です

飼養衛生管理基準の遵守をより徹底することを目的とした、家畜伝染病予防法の一部改正法が公布されました。これにより、家畜を所有するすべての皆さまに、令和2年7月1日から飼養衛生管理者の選任が義務づけられるとともに、管理者情報の報告が必要となります。



誰が対象ですか？

ペットなどを含め、家畜*を1頭でも飼養している方が対象です。

※牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥



飼養衛生管理者とは 何ですか？

農場の飼養衛生管理の責任者のことです。
農場主と同一でもかまいませんが、農場毎に1名必要です。



何を報告するのですか？

農場ごとに下記の登録が必要です。

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ メールアドレス
- ⑤ 農場名
- ⑥ 飼養場所の住所

* 報告様式は中央家畜保健衛生所のHPからダウンロードできます。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/norin/kaho-chuo/index.html>



より詳しい情報は

沖縄県 飼養衛生管理者の選任 検索

報告はいずれかの方法で

電子
メール

FAX

電子
申請

電子申請は
こちら



ご報告・お問い合わせ先

沖縄県中央家畜保健衛生所

〒901-1208 沖縄県南城市大里字平良2505
TEL: 098-945-2297 FAX: 098-945-3467
Email: xx043010@pref.okinawa.lg.jp